

せいかつ
生活のきまり

1 せいかつ
生活のきまり

蔵王小学校では、みんなが楽しく、仲良く、安全に生活をおくるために「生活のきまり」を考えました。蔵王の子どもたちが、自分たちで生活やルールについて考え、判断し、よりよく生活し、学べる子になってほしいと願っています。

① せいかつ
生活

- 自分からすすんであいさつをする。
- 言葉遣いに気を付ける。友達を呼び捨てにしない。
- 早寝、早起きをして生活のリズムをつくる。
- ケンカやあぶない遊び、人のめいわくになる遊びはしない。
- 遊びに行くときは、
 - ・夏時間は（4月～9月）午後6時までに家に帰る。
 - ・冬時間は（10月～3月）午後5時までに家に帰る。
- 遊びに行くときは、①だれと ②どこへ行き ③何時に帰るのか家の人に伝える。
- 不審な人物や電話には対応しない。すぐに家の人や近くの大人、学校に連絡をする。
- 校区外や有料の遊び場（ゲームコーナー）などは子どもだけでは行かない。
- 学校以外のプールには、子どもだけでは行かない。
- 用事がないのに店へ行かない。
- 友だちどうしでおごり合いやお金の貸し借りはしない。
- カードのやりとりや、ゲームの貸し借りはしない
- 自転車は学区内でのる。（3～6年）
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶり安全に気を付ける。
- 携帯電話、インターネットの使い方を、各家庭でしっかり話し合い、利用する。

②. 登下校・服装

- 登校班で1列に並んで、定められた通学路を歩いて午前8時をめやすに登校する。
- 下校時も一列に並んで、集団下校をする。
- 服装は学校で決めたものを見る。

夏	・白ポロシャツもしくは、セーラーシャツ ・規定ズボンもしくは、規定スカート
冬	・規定上着 ・規定ズボンもしくは、規定スカート ・白ポロシャツ
共通	名札…左胸につける 帽子…校章入りのもの 靴…白の運動靴 長靴に規定はないものとする 上履き…白シューズ（つま先は色が着いていても良い）

- ・冬季、防寒のために手袋、ネックウォーマー、上着等を着用して登下校してもよい。タイツ、長ズボンを着用する時は学校にふさわしいものとする。（体育用のジャージを用意してもよい。）
- ・規定上着の下に着るセーター等は、上着から襟や袖が出ないものにする。
（色は紺か黒とし、ハイネックやフード付きの服は、不可とする。）

③. 学校内での生活

- 雨が降っているときは、校舎の中で静かに遊ぶ。(学級で準備している物などを使う。)
 - 遊具は、ゆずりあって使う。
 - 遊んではいけない場所は
 - ・校舎裏・駐車場・体育館、保健室、体育倉庫の裏・廊下・ベランダ・ホール・犬走り(なわとび練習はよい。)
 - 廊下、階段は右側を静かに歩く。
 - 他の教室・職員室に勝手に入らない。
 - 一度学校から帰ったら、勝手に校舎に入らない。
 - 忘れ物などを取りに来たら、職員室の先生に言ってから入り、出るときも先生に言う。
 - 学校に学習に必要なものを持ってこない。
 - きまりが守れなかったら、一定期間、学校で預かることもある。
 - 持ち物、身につけている物に名前を書く。
 - 欠席や遅刻の時は、8時20分までに、欠席フォームなどで学校に連絡する。
 - 頭髪は、学習の妨げにならない髪型とし、肩にかかる場合は、安全で華美にならないゴムで結ぶ。
 - 髪を染めることや脱色、アクセサリーをつけるなど小学生にふさわしくない頭髪をしない。
- (城東中校区統一禁止事項)
- 学校に、携帯電話を持ってこない。(広島県内統一事項)

※保護者からの強い要望により、児童の安全のために(GPS機能を使うことによって)持たせる場合については次のことをお願いします。

- ・必ず担任に持たせることを連絡してください。
- ・学校内では、電話やメールは使わせません。カバンの中にしまわせてください。
(必要な連絡は、学校の電話でします。)
- ・登下校の時、ゲームやメールなどさせないように家庭で、約束をしてください。
- ・壊れた場合や紛失した場合、学校は補償できません。

- 筆記用具：□えんぴつ5本以上 □赤青鉛筆(ボールペン) □消しゴム □ものさし □下敷き
□蛍光マーカー(4年以上) □名前ペン
(機能的で学習に適しているものを使用する。)

- 学校に着いたら
 - ・ランドセルの中から学習用具をだし、整頓して机の中に入れる。
 - ・連絡帳や宿題などの提出物を出す。(お金は担任に手渡す。)
 - ・帽子をランドセルの中に入れ、ランドセルをロッカーの中に入れる。
 - ・登校後は、無断で学校の外に出ない。忘れ物を取りに帰らない。

- 授業
 - ・授業の妨害をしない。
 - 授業の妨害になること(暴力・暴言・物をこわす・指導無視・その他)

- ・授業の妨害をした時は、別室指導を行います。
- ・必要に応じて保護者や関係機関との連携を行います。
連携内容(電話での連絡・学校にきてもらう など)
- ・学校の用具等をこわした場合は、弁償していただくことがあります。